

～より快適に暮らすために～

介護サービスガイド

介護サービスを上手に利用してより快適に暮らしましょう。介護サービスをご利用いただくには、認定申請をして、介護が必要な方であるという認定を受け、ケアマネジャーにケアプランを作ってもらいます。

問 高齢者福祉課 ☎721・0912

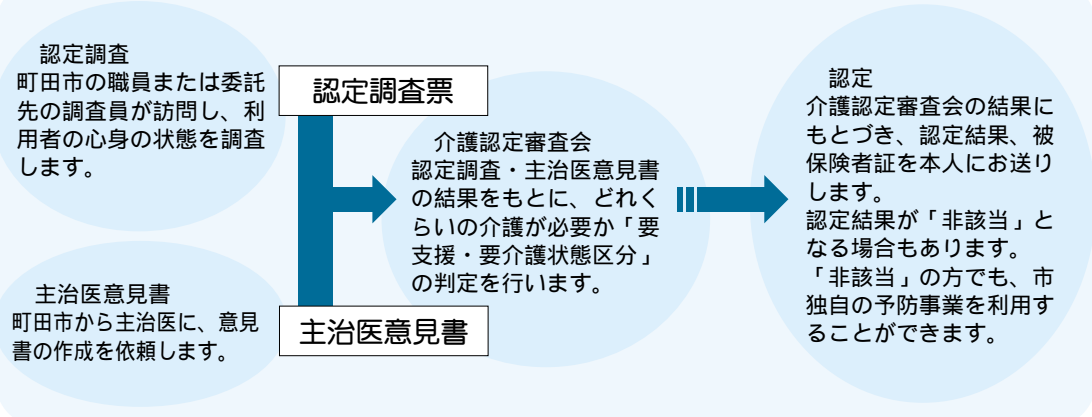
1 認定申請

介護サービスの利用はまず申請から！

対象者は65歳以上で介護支援が必要な方、また、40歳以上65歳未満の方で特定疾病に該当する介護支援が必要な方です。
高齢者福祉課の窓口、各市民センター、地域包括支援センター等で認定申請ができます。
申請は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設等に代行してもらうこともできます。

2 要支援・要介護認定

認定結果ができるまでには、次の～のステップがあります！



5 更新申請

要介護認定の有効期間はお送りした被保険者証に記載してあります。有効期間満了日の60日前から更新の手続きができます。市からお知らせをお送りしますので、引き続き介護サービスを利用する場合は申請して下さい。

4 サービスの利用

ケアプランに沿って、サービス（下記参照）を利用します。
要支援・要介護度に応じた1か月の限度額範囲内の利用者負担は、利用料の1割です。
限度額を超えた分は全額自己負担となります。
介護保険の対象サービスかどうかの詳細はケアマネジャーにご確認・ご相談下さい。

3 ケアプランの作成 (サービスの選択)

介護サービスを利用するために、ケアマネジャーを選びます。ケアマネジャーとよく相談し、自分に必要なサービスについてケアプランを作成し、サービス事業所を選びます。
要支援1・2の方...介護予防サービスが利用できます。
地域包括支援センターにケアプラン作成の依頼をします。
要介護1～5の方...介護サービス又は施設サービスが利用できます。
指定居宅介護支援事業所にケアプラン作成の依頼をします。
施設に入所している方は、施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。

どんな介護サービスがあるの？

介護サービスは日常生活における基本動作を支援するため、次のサービスが用意されています

《居宅介護（予防）サービス》

予の記載があるものは要支援1以上の方が利用できます。記載が無い場合は要介護1以上の方が利用できるサービスになります。

家庭を訪問するサービス

- 予訪問介護...ご本人が一人ではできない入浴・排泄・食事等の身体介護サービスや、独居または同居のご家族が疾病・障がい等で支援ができない状況の時に生活援助を行います（保険では利用できないサービスの例：窓ふき、大掃除、草むしり、家族の食事作り、来客への対応等）
- 予訪問入浴介護...自宅での入浴が困難な場合、浴槽を積んだ入浴車が自宅を訪問して入浴の介助を行います。
- 予訪問看護...医師の指示書により、看護師等が自宅を訪問して、療養上のお世話や診療の補助を行います。
- 予訪問リハビリテーション...医師の指示によりリハビリの専門家が自宅を訪問し、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立を助けるためにリハビリを行います。
- 予居宅療養管理指導...医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問して療養上の管理や指導を行います。

日帰りで施設に通う、または宿泊するサービス

- 予通所介護...デイサービスセンターに通い、入浴等の介助や機能訓練等を行います。一般に「デイサービス」といわれます。
- 予通所リハビリテーション...介護老人保健施設や医療機関に通い、医師の指示のもと、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立を助けるためにリハビリを行います。一般に「デイケア」といわれます。
- 予短期入所生活介護...短期間施設に入所して入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練を行います。一般に「ショートステイ」といわれます。
- 予短期入所療養介護...短期間施設に入所して医学的な管理で行われる介護、機能訓練を行います。

福祉用具・住宅改修

- 予福祉用具貸与...日常生活に支障のある方に、車椅子、特殊寝台、歩行器などの用具の貸し出しを行います。貸し出しのできるものは決まっています。
- 要支援1・2、要介護1の方は一部対象外のものがあります。
- 予特定福祉用具購入費の支給...腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具などの購入費用の9割が支給されます。購入できるものは決まっています。
- 一人につき一年度10万円まで。
- 指定事業所での購入のみが保険対象です。
- 予住宅改修費の支給...手すりの取り付け、段差の解消などの費用の9割が支給されます。
- 改修できる内容は決まっています。
- 一人につき原則20万円まで。
- 改修前に申請し、許可を受ける必要があります。

<介護保険制度について>

介護保険制度は、従来の老人福祉（措置制度）と老人保健（医療保険）に分かれていた高齢者の介護に関する関連制度を、利用しやすく効率的な社会支援システムとして再編成し、2000年4月から運用が始まりました。この制度は、介護等が必要な方の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念としています。介護が必要になっても住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう、さまざまなサービスが用意されています。また、介護問題は誰にでも起こりうる切実なものとして、介護保険にかかる費用は40歳以上の方で負担し合って支えています。

地域密着型サービス

基本的に町田市民の要介護・要支援認定者に対するサービスです。

- 夜間対応型訪問介護...夜間に訪問し、排泄の介護サービスや緊急時の対応等の援助を行います。
- 予認知症対応型通所介護...認知症のある方がデイサービスセンターに通い、入浴等の介助や機能訓練等を行います。
- 予小規模多機能型居宅介護...「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせ提供される介護サービスです。
- 予認知症対応型共同生活介護...認知症である方が少人数で生活しながら、家庭的な雰囲気の中で必要な介護サービスや機能訓練を受けることができます。
- 予認知症対応型共同生活介護については要支援1の方は利用できません。

その他のサービス

- 予特定施設入居者生活介護...有料老人ホームなどの特定施設に入所して、入浴・排泄・食事などの介護サービスや機能訓練を行います。

《施設サービス》

- 介護老人福祉施設...常に介護が必要で、在宅での生活が困難な方が入所して介護サービスを受けます。
- 介護老人保健施設...病状が安定しており、入院治療は必要ないが、リハビリテーション等医学的な管理を必要とする方が入所して介護サービスを受けます。
- 介護療養型医療施設...長期にわたって療養が必要な方が入所して必要な介護サービスや医療等を受けます。

一月あたりの介護の1割負担分が一定金額を超えると、高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。ショートステイや施設サービスを利用した際の食費・居住費について、低所得者に対する減額制度があります。